



2022年4月28日

各 位

会 社 名 豊田通商株式会社  
代表者名 取締役社長 貸谷 伊知郎  
(コード番号 8015 東証プライム・名証プレミア)  
問合せ先 広報部長 高木 麻也子  
(TEL 03-4306-8200)

**令和元年会社法の改正に伴い定款一部変更を定時株主総会に付議する件**

当社は、令和元年会社法の改正（2022年9月1日施行）に伴い、定款の一部変更につき本日開催の取締役会に「定款の一部変更」に関する議案を上程し可決しましたので、2022年6月24日開催予定の第101回定時株主総会にて付議することをご連絡致します。

記

1. 変更理由

令和元年会社法改正のうち、株主総会資料の電子提供制度の創設に関する改正規定が 2022年9月1日に施行されることから、定款の一部変更を行うものです。

2. 変更内容

当社定款第3章株主総会において、株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供（現行第14条）を削除し、電子提供措置等（変更後第14条）を新設します。本削除・新設に伴って効力発生日等に関する附則を設けます。詳細は以下の通りです。

現行	変更案
第3章 株主総会  (株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供) 第14条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。	第3章 株主総会  <削除>

現行	変更案
<p data-bbox="411 230 632 259">第3章 株主総会</p> <p data-bbox="464 304 579 333">&lt;新設&gt;</p>	<p data-bbox="1027 230 1248 259">第3章 株主総会</p> <p data-bbox="863 304 1098 333">(電子提供措置等)</p> <p data-bbox="847 344 938 374">第14条</p> <p data-bbox="847 383 1430 488">当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。</p> <p data-bbox="847 497 1430 678">2. 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</p> <p data-bbox="847 723 911 752">附則</p> <p data-bbox="863 761 1334 790">(電子提供措置等に関する経過措置)</p> <p data-bbox="847 799 1430 1097">1. 現行定款第14条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）の削除および変更案第14条（電子提供措置等）の新設は、会社法の一部を改正する法律（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定の施行の日（以下「施行日」という）から効力を生じるものとする。</p> <p data-bbox="847 1106 1430 1249">2. 前項の規定にかかわらず、施行日から6カ月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、現行定款第14条はなお効力を有する。</p> <p data-bbox="847 1258 1430 1400">3. 本附則は、施行日から6カ月を経過した日または前項の株主総会の日から3カ月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</p>

### 3. 日程

(1) 定款変更のための株主総会開催予定日 2022 年6月24 日

(2) 定款変更の効力発生日 2022 年6月24 日

(注) 上記の内容につきましては、2022 年6月24 日開催予定の当社第101回定時株主総会において承認可決されることを条件といたします。

以 上